

第 71 期

# 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日

## 開催日時

2022年6月23日(木曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時15分)

## 開催場所

東京都江東区豊洲2丁目2番18号  
豊洲シビックセンター5階  
豊洲文化センターシビックセンターホール

※昨年と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

## 議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、2022年6月22日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

## C O N T E N T S

第71期定時株主総会招集ご通知	01
議決権行使のご案内	04
株主総会参考書類	06
・第1号議案 剰余金の処分の件	
・第2号議案 定款一部変更の件	
・第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件	

## 添付書類

事業報告	21
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告書	49

 **オリエンタル白石株式会社**

証券コード：1786

(証券コード 1786)  
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番52号

 **オリエンタル白石株式会社**  
代表取締役社長 大野 達也

## 第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、昨年同様、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催いたしますが、多くの株主様が集まる会場は、新型コロナウイルスへの集団感染のリスクがございます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会会場へのご来場につきましては可能な限りお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

**なお、議決権は以下のいずれかの方法によって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに行使いただきますようお願い申し上げます。**

### **[郵送による議決権行使の場合]**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### **[インターネットによる議決権行使の場合]**

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬具

## 記

1. 日 時 2022年6月23日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時15分)
2. 場 所 東京都江東区豊洲2丁目2番18号 豊洲シビックセンター5階  
豊洲文化センターシビックセンターホール  
※昨年と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。  
※新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.orsc.co.jp/>)に掲載させていただきます。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第71期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第71期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社のウェブサイト(<https://www.orsc.co.jp/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

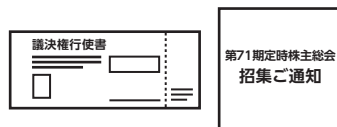
- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.orsc.co.jp/>)に掲載させていただきます。
  - ◎総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルスをはじめとする感染予防及び拡散防止のため、当日スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましても、株主総会開催日時点での状況やご自身の健康状態にご留意のうえ、マスク着用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

## 当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。6頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### ■当日ご出席の株主様



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本冊子「第71期 定時株主総会 招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年6月23日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時15分）

### ■当日ご出席いただけない株主様

#### 郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2022年6月22日（水曜日） 午後5時30分必着

#### インターネットによる議決権の行使



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる行使方法の詳細は **次頁** をご覧ください



行使期限 2022年6月22日（水曜日） 午後5時30分まで

## ■電磁的方法（インターネット）による議決権行使のお手続きについて

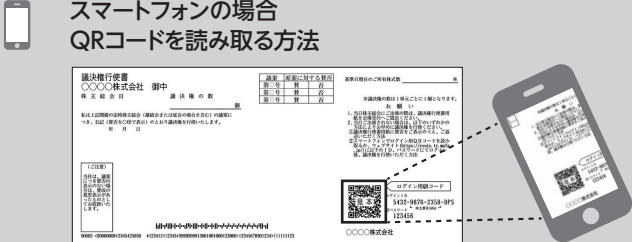
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

### 議決権行使期限

2022年6月22日（水）

午後5時30分まで

### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



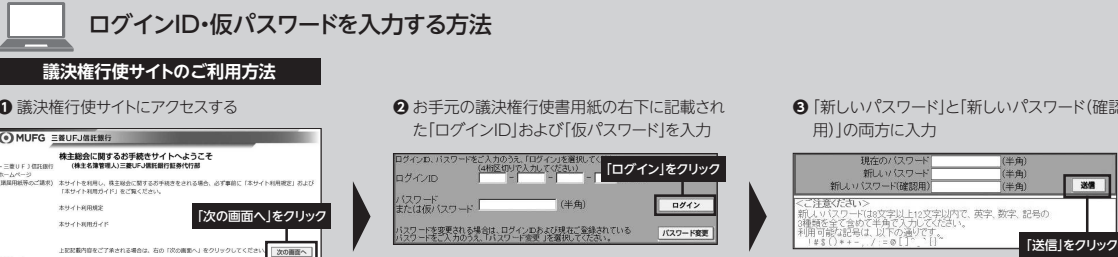
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！  
同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。  
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。  
二回目以降のログインの際は…  
下記のご案内に従ってログインしてください。

議決権行使書副票(右側)

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

#### 議決権行使サイトのご利用方法

- 議決権行使サイトにアクセスする
- お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎0120-173-027（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後9時まで

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定した利益還元を経営における最重要課題のひとつと考え、安定した利益配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき 金11円

配当総額 金1,285,475,444円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第16条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>



現行定款	変更案
<p>第18条～第38条 (条文省略)</p> <p>(附則) 第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第18条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(附則) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第17条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員8名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

#### ご参考：監査等委員でない取締役候補者一覧

候補者番号	氏名（年齢）		当社における地位・担当	取締役会／出席回数 （在任年数）
1	おおの たつや 大野 達也（満63歳）	再任	代表取締役社長	100%（15／15回） 在任年数：12年
2	しょうじ あきお 正司 明夫（満59歳）	再任	取締役 技術本部長 情報システム担当 技術本部東日本業革 推進部長	100%（15／15回） 在任年数：5年
3	はしもと ゆきひこ 橋本 幸彦（満60歳）	再任	取締役 管理本部長 経営企画担当 安全品質環境担当 法務コンプライアンス担当	100%（15／15回） 在任年数：8年
4	みずの としあき 水野 敏昭（満61歳）	新任	東京支店長	新任の取締役候補者のため該当はありません。
5	てるい みつる 照井 満（満58歳）	新任	土木事業本部長	新任の取締役候補者のため該当はありません。
6	かとう ひであき 加藤 英明（満69歳）	再任 社外 独立	取締役	100%（15／15回） 在任年数：5年
7	すだに ゆうこ 酢谷 裕子（満40歳） （戸籍上の氏名：田村 裕子）	再任 社外 独立	取締役	100%（15／15回） 在任年数：3年
8	もりなが ひろゆき 森永 博之（満69歳）	再任 社外 独立	取締役	100%（15／15回） 在任年数：2年

（注）在任年数には、2021年4月1日当社に吸収合併されたOSJBホールディングス株式会社における在任期間も含まれます。



候補者番号

1

 おお の たつ や  
**大野達也** (1958年11月28日生)

再任

**所有する株式の数**

49,686株

**取締役就任期間**

12年

**取締役会出席回数**
15/15 回  
( 100%)
**■ 略歴、当社における地位及び担当**

- 1983年 4月 オリエンタルコンクリート株式会社 (現当社) 入社  
 2007年 10月 当社大阪支店施工・技術部長  
 2010年 2月 当社取締役常務執行役員施工・技術本部長 施工・技術本部工事部長  
 2011年 7月 当社取締役常務執行役員施工・技術本部長  
 PC建築部長  
 安全・品質・環境担当  
 2012年 4月 当社取締役常務執行役員施工・技術本部長  
 安全・品質・環境担当  
 2012年 6月 OSJBホールディングス株式会社取締役  
 2015年 6月 当社取締役専務執行役員施工・技術本部長  
 安全・品質・環境担当  
 2016年 4月 当社取締役専務執行役員土木本部長  
 安全・品質・環境担当  
 2017年 4月 当社代表取締役社長  
 現在に至る  
 2017年 6月 OSJBホールディングス株式会社 代表取締役社長

**■ 監査等委員でない取締役候補者とする理由**

大野達也氏は、当社の取締役専務執行役員土木本部長を経て、2017年からは代表取締役社長に就任いたしております。長年の業務経験によって得られたコンクリート構造物における専門的な知識及び経営全般に関する豊富な経験・知見を有しております。これら経験に基づいた適正な判断によって、企業の迅速な意思決定を可能にし、当社のさらなる成長と企業価値の向上に貢献することが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

しょう

じ

あき

お

正 司 明 夫 (1962年11月2日生)

再任

**所有する株式の数**

24,443株

**取締役就任期間**

5年

**取締役会出席回数**

15/15 回  
(100%)

■ **略歴、当社における地位及び担当**

1985年 4月 オリエンタルコンクリート株式会社（現当社）入社  
2010年 1月 当社施工・技術本部技術部長  
2010年 3月 当社執行役員施工・技術本部技術部長  
2015年 6月 当社常務執行役員施工・技術本部技術部長  
2016年 4月 当社常務執行役員土木本部技術部長  
2017年 4月 当社常務執行役員技術本部長  
2017年 6月 当社取締役常務執行役員技術本部長  
2019年 4月 当社取締役常務執行役員技術本部長  
情報システム担当  
2019年 6月 O S J Bホールディングス株式会社取締役技術部門担当  
2021年 1月 当社取締役常務執行役員技術本部長  
情報システム担当  
技術本部東日本業革推進部長  
現在に至る

■ **監査等委員でない取締役候補者とする理由**

正司明夫氏は、当社の技術本部技術部長、技術本部長の経験を経て、2017年より取締役に就任いたしております。長年の経験により得られた設計、技術部門における専門的な知識及び経営に関する豊富な経験・知見を有していることから、上記経験に基づいた適正な判断と当社の迅速な意思決定を可能にすると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

はし もと ゆき ひこ  
橋 本 幸 彦

(1962年3月4日生)

再任

## 所有する株式の数

26,872株

## 取締役就任期間

8年

## 取締役会出席回数

15/15 回  
(100%)

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1985年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行  
 2007年 4月 同行（中国）市場業務部長  
 2009年10月 同行市場営業部証券営業室長  
 2011年 6月 同行市場営業部長  
 2014年 6月 当社取締役執行役員  
 経営企画担当  
 2015年 6月 O S J Bホールディングス株式会社取締役  
 経営企画担当  
 2016年 6月 同社取締役  
 内部統制担当 経営企画担当  
 2017年 4月 当社取締役執行役員  
 経営企画担当 安全・品質・環境担当  
 2018年 4月 当社取締役執行役員  
 管理本部長 経営企画担当 安全・品質・環境担当  
 2018年 4月 O S J Bホールディングス株式会社取締役  
 内部統制担当 経営企画担当 総務担当  
 2019年 6月 同社取締役  
 内部統制担当 経営企画担当 管理部門担当 コンプライアンス担当  
 2020年 2月 同社取締役  
 内部統制担当 経営企画担当 管理部門担当  
 法務コンプライアンス担当  
 2021年 4月 当社取締役執行役員  
 管理本部長 経営企画担当 安全品質環境担当 法務コンプライアンス担  
 当  
 現在に至る

## ■ 監査等委員でない取締役候補者とする理由

橋本幸彦氏は、株式会社三菱UFJ銀行での業務経験を経て、2014年より当社の取締役に就任いたしております。長年の銀行業務により得られた金融に関する専門的な知識及び経営に関する豊富な経験・知見を有していることから、上記経験に基づいた適正な判断と当社の迅速な意思決定を可能にすると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

みず の とし あき  
水野敏昭

(1961年4月5日生)

新任

#### 所有する株式の数

6,042株

#### 取締役就任期間

新任の取締役候補者のため該当はありません。

#### 取締役会出席回数

新任の取締役候補者のため該当はありません。

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1985年 4月 株式会社白石（現オリエンタル白石株式会社）入社
- 2005年 4月 当社札幌支店営業支店長
- 2007年 10月 当社東京支店北海道支店長
- 2011年 6月 当社東京支店営業部営業チーム担当
- 2015年 2月 当社東京支店営業部長
- 2016年 4月 当社東京支店副支店長  
営業部長
- 2017年 6月 当社執行役員東京支店副支店長  
営業部長
- 2021年 4月 当社執行役員東京支店長  
現在に至る

#### ■ 監査等委員でない取締役候補者とする理由

水野敏昭氏は、当社の北海道支店長、東京支店副支店長の経験を経て、2021年より執行役員東京支店長に就任いたしております。長年の経験により得られた営業部門における専門的な知識及び店社運営に際し培った豊富な経験・見識を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

てる  
い  
照 井みつる  
満 (1963年8月16日生)

新任

#### 所有する株式の数

9,600株

#### 取締役就任期間

新任の取締役候補者のため該当はありません。

#### 取締役会出席回数

新任の取締役候補者のため該当はありません。

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1987年 4月 三井建設株式会社入社
- 2000年 4月 当社東北支店工事事務チーム
- 2017年 1月 当社土木事業本部工事事務チームリーダー
- 2018年 4月 日本橋梁株式会社取締役副社長執行役員
- 2021年 4月 当社土木事業本部工事部長
- 2022年 4月 当社土木事業本部長  
現在に至る

#### ■ 監査等委員でない取締役候補者とする理由

照井満氏は、当社のグループ子会社である日本橋梁株式会社の取締役副社長及び当社の土木事業本部工事部長の経験を経て、2022年4月より当社の土木事業本部長に就任いたしております。長年の現場施工管理を指導する立場として得られた施工部門における豊富な経験、専門的な知識及び高い知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

か とう ひで あき  
加 藤 英 明 (1953年4月27日生)

再任

社外

独立

## 所有する株式の数

0株

## 取締役就任期間

5年

## 取締役会出席回数

15/15 回  
( 100%)

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

1976年 4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社  
2005年 4月 双日タイ会社 社長兼バンコク支店長  
2007年 4月 双日株式会社合成樹脂本部長  
2007年 4月 双日プラネット株式会社代表取締役社長  
2009年 4月 双日株式会社執行役員 機能素材本部長  
2012年 4月 双日株式会社常務執行役員 生活産業部門長  
2013年10月 双日株式会社常務執行役員  
コンシューマーサービス・開発建設本部長  
2014年 4月 同社常務執行役員 アジア・大洋州総支配人  
2017年 4月 双日プラネット株式会社取締役会長  
2017年 6月 O S J Bホールディングス株式会社取締役  
2019年 4月 双日プラネット株式会社顧問  
2021年 4月 当社取締役  
現在に至る

## ■ 監査等委員でない社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

加藤英明氏は、双日株式会社の常務執行役員及び双日プラネット株式会社の取締役会長等を務められており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営に関し適切な意見をいただき、社外取締役として業務執行に対する監督等有益な役割を果たしていただいております。よって今後も、当社の業務執行に関する適切な監督と経営全般にわたる大局的な見地から有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。





候補者番号

7

す だに ゆう こ  
酢 谷 裕 子

(戸籍上の氏名：田村裕子) (1982年4月16日生)

再任

社外

独立

### 所有する株式の数

0株

### 取締役就任期間

3年

### 取締役会出席回数

15/15 回  
(100%)

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 2007年 9月 弁護士登録  
虎ノ門法律経済事務所入所
- 2013年 1月 銀座PLUS総合法律事務所パートナー弁護士  
現在に至る
- 2019年 6月 O S J Bホールディングス株式会社取締役
- 2021年 4月 当社取締役  
現在に至る

#### (重要な兼職の状況)

銀座PLUS総合法律事務所パートナー弁護士

### ■ 監査等委員でない社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

酢谷裕子氏は、法律の専門家としての豊富な経験と専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の強化を含めた経営に関し適切な意見をいただくとともに、当社の監督とチェックの観点から、有用な提言をいただいております。よって今後も、当社の業務執行に関する法務全般に対し、これまでの見識や経験から、適切な監督や有益な助言を行うことにより、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

8

もり なが ひろ ゆき  
森 永 博 之

(1952年10月25日生)

再任

社外

独立

**所有する株式の数**

0株

**取締役就任期間**

2年

**取締役会出席回数**15/15 回  
(100%)**■ 略歴、当社における地位及び担当**

1977年 3月 アイカ工業株式会社入社  
2002年 4月 同社首都圏第一営業統括  
2004年 6月 同社取締役上席執行役員化成成品カンパニー長  
2006年 10月 同社取締役上席執行役員首都圏第一営業統括、東京支店長  
2008年 7月 同社常務取締役建装材カンパニー長  
2009年 7月 同社常務取締役市場開発部担当  
2010年 10月 同社常務取締役海外事業部担当  
2013年 4月 同社常務取締役総合企画部長  
2014年 4月 同社常務取締役社長補佐、特命事項担当  
2014年 6月 同社監査役  
2018年 6月 同社アドバイザー  
2020年 6月 O S J Bホールディングス株式会社取締役  
2021年 4月 当社取締役  
現在に至る

**■ 監査等委員でない社外取締役候補者とする理由及び期待される役割**

森永博之氏は、長年にわたりアイカ工業株式会社の取締役を務められており、営業・市場開発関連をはじめとする豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社取締役会においても有用かつ確かな提言をいただいております。よって今後も、当社の経営全般における業務執行に関し、適切な監督と有益な助言を行うことにより、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 加藤英明氏、酢谷裕子氏及び森永博之氏の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、加藤英明氏、酢谷裕子氏及び森永博之氏の各氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の実任取締役候補者であります。
3. 当社は、当社及び子会社の全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が業務につき行った行為に起因して投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用を補填するものであります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

4. 社外取締役候補者である加藤英明氏、酢谷裕子氏及び森永博之氏の各氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第24条第2項により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。本総会において、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
5. 加藤英明氏、酢谷裕子氏及び森永博之氏の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ5年・3年・2年になります。（※2021年4月1日当社に吸収合併されたOSJBホールディングス株式会社における在任期間も含まれます。）

### ご参考：第3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

地位	氏名	属性	専門性を発揮できる領域・経験										
			成長戦略に関連する重点項目						経営の基盤となる項目				
			企業経営・ 経営戦略	財務・会計	研究開発	ICT	国際性	サステナブル	法務	品質管理	人事・労務 人材開発	専門技術 (土木)	
取締役	大野 達也		●								●		●
	正司 明夫		●		●	●					●		●
	橋本 幸彦		●	●				●	●			●	
	水野 敏昭		●								●		●
	照井 満		●								●		●
	加藤 英明	社外 独立	●					●					
	酢谷 裕子	社外 独立 女性								●			
	森永 博之	社外 独立	●					●					
取締役 (監査等 委員)	久米 清忠			●						●			
	小島 公彦	社外 独立		●									
	千葉 直人	社外 独立								●			

(注) 上記一覧表は、取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

## 専門的分野の定義/期待する点

専門性を発揮できる領域・経験	成長戦略に関連する重点項目	企業経営・経営戦略	企業経営に関する経営トップとしての経験と見識をもって、当社の長期的・持続可能な成長の実現。
		財務・会計	企業会計における専門的な知識と見識をもって、当社の財務戦略、資本戦略、M&Aの実現。
		研究開発	研究開発の経験と見識をもって、競争優位性を持つ技術の開発。生産性向上に資する技術開発の推進。
		ICT	IT技術の経験や見識をもって、情報技術を活用することによる生産性向上の実現。
		国際性	海外事業の経験をもって、当社の海外事業進出への足掛かりを構築。
		サステナブル	ESG（E：環境課題の解決 S：社会課題への取組 G：ガバナンスの構築）を強化することによる、サステナブル経営の実現。
	経営の基礎となる項目	法務	企業法務の経験と見識をもって当社のコンプライアンス経営の実現。
		品質管理	安全も含めた当社の事業全般に渡る品質の向上、品質を確保していくための技術の伝承の実現。
		人事・労務 人材開発	人事関連の経験と見識をもって、働き方改革の実現・多様性への取組強化・教育強化による従業員のレベルアップ、人事マネジメントの強化の実現。
		専門技術（土木）	橋梁土木に関する知識と見識をもって、当社のコア事業である新設橋梁、ニューマチックケーソン、補修・補強事業に対する受注戦略、適格な施工管理を実現。問題解決に対する適格な経営判断。

## 【ご参考】

### 独立社外取締役の独立性の基準

当社の独立社外取締役の独立性の基準は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準に下記の基準を加えたものとしており、いずれの項目にも該当しない社外取締役を独立社外取締役と判断しています。

- ①当社グループの出身者及びその家族
- ②過去3事業年度のいずれかの事業年度において、借入額が連結総資産の2%以上を占める借入先の業務執行者
- ③当社の10%以上の議決権を有する大株主及びその業務執行者
- ④当社グループから役員報酬以外に過去3事業年度のいずれかの事業年度において、1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

以上

# 添付書類

## 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### ■ 事業の全般的状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、内外での新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、アジア・アメリカ・EU向け輸出入は、ともにおおむね横ばい傾向が続いております。また、生産については先行きも含め、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、原材料価格の高騰や供給面での制約の影響が懸念されることから、下振れリスクを注視すべき状況が続いております。企業の業況判断に影響を与える国内個人消費は、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、サービス消費を中心とした下押し圧力が和らぐも、持ち直しが明確化してきたことから、徐々に企業収益の改善と投資マインドの向上が期待されるところです。

一方、公共投資につきましては、国の令和3年度一般会計予算の補正予算で講じられた「防災・減災・国土強靱化の推進など安全・安心の確保」などに係る予算措置と前年度同水準を確保した令和4年度一般会計予算案と合わせることで、公共事業関係費全体は約8兆円となっております。公共工事請負金額が、対前年同期比1兆3千1百億円減の91.4%の実績とはなりましたが、全体的には、引き続き堅調に推移していくことが見込まれております。

このような状況におきまして、当社グループ全体で受注活動に取り組んだ結果、当連結会計年度の受注高は、663億3千5百万円（前年同期比24.3%増）となりました。特に連結対象となった鋼構造物事業において好調であり、また、山木工業株式会社を連結子会社としたことによる港湾事業における実績が受注高の増に寄与しました。

売上につきましては、連結対象となった鋼構造物事業及び港湾事業の積み上げにより、売上高は607億2千6百万円（前年同期比10.0%増）となりました。また受注残高につきましては、上記の受注及び売上の状況により、880億4千万円（前年同期比31.8%増）となりました。

損益面では、利益率の向上により売上総利益は103億9千2百万円（前年同期比12.4%増）、営業利益は53億8百万円（前年同期比3.7%増）、経常利益は54億6千万円（前年同期比5.8%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は37億7千8百万円（前年同期比0.4%増）となりました。

売上高	607億2千6百万円	営業利益	53億8百万円
経常利益	54億6千万円	親会社株主に帰属する当期純利益	37億7千8百万円

## ■ 事業の部門別状況

当社グループの事業は、以下のとおりであります。

〔建設事業〕	プレストレストコンクリートの建設工事及び製造販売、 ニューマチックケーソン・補修補強等の建設工事、 耐震補強建築工事の設計・施工、建設工事に用資材の販売
〔鋼構造物事業〕	橋梁等の鋼構造物の設計・製作・架設、補修補強等工事
〔港湾事業〕	港湾、土木、建築事業
〔その他〕	太陽光発電による売電事業、不動産賃貸事業、インターネット によるホームページの企画・製作及び運営

### ①当連結会計年度の受注高・売上高・受注残高 (単位：百万円)

事業部門	前連結会計年度末 受注残高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	当連結会計年度末 受注残高
建設事業	65,782	49,792	47,467	68,107
鋼構造物事業	10,679	11,115	5,240	16,554
港湾事業	－	5,301	7,893	3,378
その他	－	125	125	－
合計	76,461	66,335	60,726	88,040

(注) 1. 当社は、2021年4月1日付で当社の親会社であったOSJBホールディングス株式会社を吸収合併しており、連結の範囲については、それまでの同社の連結範囲と実質的な変動はありませんので、同社における前連結会計年度末受注残高の数値を記載しております。

2. 港湾事業を事業部門とする子会社を当期より連結範囲に含めているため、港湾事業における前連結会計年度末受注残高の数値は記載しておりません。

### ②当期の主な受注物件

工事区分	発注者	工事名称
コンクリートの新設橋梁	大阪モノレール株式会社	大阪モノレール PC軌道桁製作・架設工事
橋梁の補修補強工事	中日本高速道路株式会社	西湘バイパス(特定更新等) 萬丈橋塩害対策工事(2021年度)
ニューマチックケーソン工事	国土交通省中部地方整備局	令和3年度 247号西知多道路荒尾ランプOFFランプ橋下部工事
一般土木工事	国土交通省四国地方整備局	令和3年度 横断道江田高架橋下部PA4-PA7工事
鋼構造の新設橋梁工事	国土交通省中国地方整備局	令和3年度三隅・益田道路馬橋高架橋鋼上部工事
港湾工事	国土交通省東北地方整備局	小名浜港ケーソンヤード斜路整備工事

### ③当期の主な完成物件

工事区分	発注者	工事名称
コンクリートの新設橋梁	国土交通省東北地方整備局	国道45号 玉川大橋上部工工事
橋梁の補修補強工事	西日本高速道路株式会社	沖縄自動車道(特定更新等) 億首川橋(上り線) 他1橋床版取替工事
ニューマチックケーソン工事	京 都 府	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事 (呑龍ポンプ場土木)
一般土木工事	栃木県宇都宮市	(仮称)鬼怒川橋梁工事(分割2号)
鋼構造の新設橋梁工事	国土交通省関東地方整備局	H31・32本庄道路神流川橋上部工事
港湾工事	福 島 県	ふ頭埋立造成(野積場)工事(基礎工)その3

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は13億5百万円であり、その主なものは、ニューマチックケーソン工法工事の施工にかかる設備のほか、維持更新のための機械装置及び工具器具備品の買換え等であります。

#### (3) 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達のため、取引銀行5行との間でシンジケーション方式による総額60億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末において当該契約に基づく実行残高はありません。

#### (4) 対処すべき課題

公共投資市場は、防災・減災対策や将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進、整備新幹線の着実な整備やリニア中央新幹線プロジェクトの推進、全国的高速道路の大規模更新工事及び4車線化といった事業が引き続き展開され、今後の建設需要は底堅い見通しであります。しかしながら、建設業においては、技能労働者の減少による担い手確保、ICT等の技術革新による生産性の向上、工事現場における長時間労働の是正といった働き方改革への対応等、課題も山積しております。

このような環境のもと、当社グループでは、主力事業の強化のため公入札における総合評価力の強化による受注確保への対応、当社グループの持つ特化技術採用に向けた技術営業の推進、競争力を高める研究開発・設備投資の推進、教育の充実と多様な人材活用による組織強化、生産性向上とコスト競争力向上等の戦略を進めてまいります。

工事現場における長時間労働を是正するため、生産性の向上、社員能力の向上という観点から“人材の育成”“生産性の向上”“働き方改革”の3つの課題をテーマとして対策を進めております。



同時に、当社グループの事業を支える協力会社に対して研修設備の建設や社員研修、資格取得の支援により技能労働者の確保への環境整備も進めてまいります。

また、当社グループは、サステナブルな経営を目指し、環境問題等の課題に取り組む為の議論を活性化し、中長期的な企業価値創出のビジョンを企画してまいります。

なお、当社は、2021年4月1日付でOSJBホールディングス株式会社を吸収合併したことに伴い、同社が2020年5月26日に発表しました中期経営計画（2020-2022）を引き継ぐこととし、併せて、経営指標目標を修正いたしました。

中期経営計画の主な内容は、以下のとおりであります。

#### 【中期経営計画の基本方針】

##### ①課題解決への貢献

- ・国土強靱化、インフラ老朽化対策、経済活性化、地方創生の課題解決への貢献
- ・これを企業業績の向上につなげる

##### ②深める！広げる！

- ・主力事業のさらなる強化に加え、新規事業、海外事業等へ事業領域を拡充
- ・競争力の強化と生産性の向上に資する研究開発と戦略的投資に注力

##### ③筋肉質そしてフレキシブル

- ・人材育成を通じた体制強化とダイバーシティを推進し、筋肉質でフレキシブルな組織を目指す
- ・リスクマネジメント、モニタリング体制を強化、グループシナジーの発揮、BCPを実践

##### ④有形・無形の企業価値向上

- ・安定的な配当継続を目指す
- ・環境事業を進めるとともに社会貢献に努める

#### 【中期経営計画における経営指標目標（2023年3月期）】

売上高	650億円
経常利益	50億円
親会社株主に帰属する当期純利益	33億円
自己資本当期純利益率（ROE）	8%以上
配当性向	40%程度
総還元性向	40%以上

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期 2018年度	第69期 2019年度	第70期 2020年度	第71期 2021年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	55,631	55,597	53,345	66,335
売 上 高 (百万円)	45,072	47,998	55,224	60,726
経 常 利 益 (百万円)	4,109	3,807	5,163	5,460
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,039	2,628	3,763	3,778
1株当たり当期純利益 (円)	663.58	573.90	821.83	32.48
総 資 産 (百万円)	42,818	44,777	55,810	60,952
純 資 産 (百万円)	26,014	27,649	30,840	38,989

- (注) 1. 第68期及び第69期の連結財務諸表については、会社法上の監査を受けておりません。
2. 当社は、2021年2月1日付で無償割当による新株発行を行いました。第68期の期首に当該株式の発行が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。また、第71期の数値は、2021年4月1日付の当社とOSJBホールディングス株式会社の合併による増加株式数を含んで算定しております。
3. 第71期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の関連する主要な経営指標等につきましては、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当連結会計年度の期首より適用しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社は、2021年4月1日付で当社の親会社であったOSJBホールディングス株式会社を吸収合併しております。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
日本橋梁株式会社	40百万円	100.0%	橋梁等の鋼構造物の設計・製作・架設・補修補強等の建設工事
株式会社タイコー技建	20百万円	100.0%	建設工事、工事機材の運搬
山木工業株式会社	60百万円	100.0%	建設工事（港湾、土木、建築）
株式会社クリエイティブ・ラボ	10百万円	100.0%	インターネットによるホームページの企画、製作及び運営

- (注) 1. OSJBホールディングス株式会社を吸収合併したことに伴い、日本橋梁株式会社を子会社として追加しております。
2. 2021年9月29日付で山木工業ホールディングス株式会社の株式を追加取得により完全子会社化いたしました。2022年1月1日付で山木工業ホールディングス株式会社及びその子会社である山木工業株式会社は、山木工業株式会社を吸収合併存続会社として合併いたしました。
3. 2021年11月1日付で株式会社クリエイティブ・ラボを完全子会社として設立しました。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な営業拠点及び工場

当 社	本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
	支店	東北(宮城県)、東京、大阪、福岡
	営業支店	北海道、北陸(新潟県)、名古屋、広島、四国(徳島県)、沖縄
	営業所	岩手、福島、石川、神奈川、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、滋賀、兵庫、和歌山、島根、鳥取、高知、山口、長崎、熊本、宮崎、鹿児島
	工場	関東工場(栃木県)、滋賀工場、福岡工場
日本橋梁株式会社	本社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目9番1号
	支店	東京
	事業所	神戸(兵庫県)
	営業所	仙台、群馬、名古屋、大阪、広島、九州(福岡県)
	工場	尾道工場(広島県)
株式会社タイコー技建	本社	茨城県つくば市緑ヶ原一丁目1番地2
山木工業株式会社	本社	福島県いわき市平谷川瀬三丁目1番地の4
	工事事務所	福島県いわき市小名浜
株式会社クリエイティブ・ラボ	本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
952名	131名増	46.3歳	19.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 前連結会計年度末比131名増の主な要因は、日本橋梁株式会社を子会社化したことによります。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	3,571百万円
株式会社三井住友銀行	286百万円

- (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 138,809,400株
- (2) 発行済株式の総数 116,861,404株（自己株式5,637,032株を除く。）
- (3) 株 主 数 21,123名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,558 千株	13.31 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	13,957	11.94
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	9,794	8.38
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	3,962	3.39
山 内 正 義	3,217	2.75
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	2,002	1.71
オリエントタル白石社員持株会	1,263	1.08
J P MORGAN CHASE BANK 385781	1,245	1.06
MLI FOR SEGREGATED PB CLIENT	1,200	1.02
GOVERNMENT OF NORWAY	1,164	0.99

(注) 持株比率は、発行済株式数から自己株式を控除した株式数を分母に用いて算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項及び定款第7条の定めにより、2021年5月14日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月17日から2021年6月11日の間、市場取引により、1,055,000株（発行済株式総数に対する割合は0.86%）の自己株式を総額299,973,000円で取得いたしました。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長※	大野 達也		一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会 会長
取締役	正司 明夫	技術本部長 情報システム担当 技術本部東日本業革推進部長	
取締役	橋本 幸彦	管理本部長 経営企画担当 安全品質環境担当 法務コンプライアンス担当	
取締役	遊津 一八	土木事業本部長 建築担当	
取締役	坂下 清信		日本橋梁株式会社 代表取締役社長 株式会社トーア紡コーポレーション 取締役
取締役	加藤 英明		
取締役	酢谷 裕子		銀座PLUS総合法律事務所 パートナー弁護士
取締役	森永 博之		
取締役 監査等委員 (常勤)	久米 清忠		
取締役 監査等委員	小島 公彦		バリューアドバイザー合同会社 代表
取締役 監査等委員	千葉 直人		D T 弁護士法人 弁護士

- (注) 1. ※は代表取締役であります。
2. 取締役 加藤英明氏、酢谷裕子氏、森永博之氏は、社外取締役であります。
3. 取締役 小島公彦氏、千葉直人氏は、監査等委員である社外取締役であります。
4. 取締役 加藤英明氏、酢谷裕子氏、森永博之氏、小島公彦氏、千葉直人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 取締役小島公彦氏は、公認会計士としての資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集、情報共有及び内部監査部門等との連携の強化を図り、監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。

## (2) 執行役員の氏名等

当社は経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行機能の活性化のため、執行役員制度を採用しております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員 ※	正 司 明 夫	技術本部長 (兼) 情報システム担当 (兼) 技術本部東日本業革推進部長
常務執行役員	大石 龍太郎	技術担当
執行役員 ※	橋 本 幸 彦	管理本部長 (兼) 経営企画担当 (兼) 安全品質環境担当 (兼) 法務コンプライアンス担当
執行役員 ※	遊 津 一 八	土木事業本部長 (兼) 建築担当
執行役員	水 野 敏 昭	東京支店長
執行役員	山 崎 直 人	福岡支店長
執行役員	大信田 秀治	営業本部長 (兼) 営業本部営業部長
執行役員	多 仁 正 芳	大阪支店副支店長
執行役員	目 時 泉	東北支店長
執行役員	石 渡 一 郎	営業本部事業開発部長
執行役員	黒 木 信 秀	大阪支店長

- (注) 1. ※を付した執行役員は、取締役を兼務しております。  
 2. 2021年6月24日付をもって次の者が常務執行役員を退任いたしました。  
     鈴木 正道 常務執行役員  
     大島 鶴朗 常務執行役員  
 3. 2021年6月24日付をもって次の者が執行役員を退任いたしました。  
     竹田 雅明 執行役員  
     神山 正成 執行役員  
     二井谷 教治 執行役員  
 4. 2021年6月24日付をもって次の者が執行役員に就任いたしました。  
     目 時 泉 執行役員  
     石 渡 一 郎 執行役員  
     黒 木 信 秀 執行役員

5. 2022年4月1日付をもって次のとおり異動がありました。

氏 名	地 位 及 び 担 当	
	異 動 前	異 動 後
遊 津 一 八	執行役員 土木事業本部長 (兼) 建築担当	執行役員 建築担当

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険の概要等

当社は、当社及び子会社の全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が業務につき行った行為に起因して投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性がそなわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

(5) 取締役の報酬等に関する事項

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、下記のとおり、取締役の報酬に関する方針を策定し、この方針に則って取締役報酬の構成及びその額を決定しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。なお、子会社の取締役を兼任する者は、子会社からのみ報酬を支払うこととする。



b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、従業員に対する賞与支給前経常利益額に応じて算出する支給率を役位毎に設定する基準額に乘じ、賞与として毎年一定の時期に支給する。従業員に対する賞与支給前経常利益額に応じて算出する支給率は年度毎に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、株式交付信託による株式報酬とし、対象となる取締役に対して、取締役会で定めた株式交付規程に従い役位に応じたポイントを年度毎に付与し、付与を受けたポイントの数に応じて、当社及び当社グループの役員を退任した時に当社株式を交付する。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の時価総額企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会または取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を目安として取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、KPIを100%達成した場合の報酬等の種類ごとの比率の凡その目安は、以下のとおりとする。

基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝70%：25%：5%

※業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等は株式報酬である。

※報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならない。なお、株式報酬は、株式交付規程に基づき個人別に株式を割り当てるものとする。

② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2019年12月26日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額は年額2億円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は年額40百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は6名（うち社外取締役0名）、監査役の員数は3名であります。

また、2019年6月14日開催の第68期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入を決議しており、株式報酬制度に基づき付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり70,000ポイント（1ポイントはOSJBホールディングス株式1株（※現在のオリエンタル白石株式1株））、当社が信託に拠出する金銭の上限は5事業年度で90百万円としております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名（うち社外取締役0名）であります。

なお、2021年1月29日開催の臨時株主総会において、2021年4月1日を効力発生日とする監査等委員会設置会社へ移行する為の定款変更議案が決議されました。監査等委員会設置会社への移行に伴い、併せて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の設定及び監査等委員である取締役の報酬額の設定並びに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬額設定についても決議されました。これらにより決議時において、取締役の報酬額は年額2億円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額は年額40百万円以内となっております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役の員数は3名となっております。

また、株式報酬制度につきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり46,000ポイント（1ポイントはオリエンタル白石株式1株）、当社が信託に拠出する金銭の上限は3事業年度で30百万円となります。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長大野達也が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分とします。

これらの権限を委任した理由は、当社では、業務執行の最高責任者を社長に一元化する体制としており、各取締役の評価を最終的に決定するにあたっては、代表取締役社長の任にある同氏が最も適切である為です。また、取締役の報酬を決定するにあたっては、事前に独立社外取締役とその他の取締役で構成する指名報酬諮問委員会に諮り、同委員会からの答申を踏まえてこれを決定することにより、透明性及び公正性が確保されている為であります。

## ④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	変動報酬 (賞与)	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	80	52	19	8	5
社外取締役 (監査等委員を除く)	21	21	-	-	3
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	15	15	-	-	1
社外取締役 (監査等委員)	14	14	-	-	2
合計	131	103	19	8	11

- (注) 1. 固定報酬 (基本報酬) は、役位に応じた業務執行の役割と責任の程度を勘案して、固定月額報酬として決定しております。
2. 変動報酬 (賞与) は、事業活動の成果である前期経常利益額実績を指標として、設定された賞与支給前経常利益額に応じ役位別に定めた支給率を乗じ、取締役各位の評価を加味し算定したものを取締役会において決定しております。
3. 経常利益額を変動報酬の指標として選定した理由は、当社グループの持続的な成長を測る上での重要なメルクマークであり、中期経営計画における経営指標目標値としても採用している為であります。なお、本連結会計年度における連結経常利益の実績は、54億6千万円でした。
4. 株式報酬は、株式交付規程において役位別に設定された基礎金額を、信託によるオリエンタル白石株式の取得価格で除したものを付与ポイントとし、毎年4月1日から翌年3月31日の対象期間における在籍期間に応じポイントを付与しております。

取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) の報酬も上記同様の構成となり、監査等委員である取締役及び社外取締役については固定報酬としての基本報酬のみとしております。

⑤ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

2021年4月1日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議すると共に当事業年度の取締役の個人別の報酬等については、同決定方針と整合性がとれていることを確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	加藤 英明	当事業年度に開催の取締役会15回のうち15回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営に関し適切な意見を述べるなど、適宜発言を行っております。 また、指名報酬諮問委員会の委員長として経営陣幹部の指名及び報酬に関する取締役会への答申を主導しております。
社外取締役	酢谷 裕子	2007年9月に弁護士登録しております。 重要な兼職先であります銀座PLUS総合法律事務所と当社の間には、特別な関係はありません。 当事業年度に開催の取締役会15回のうち15回に出席し、主として弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会の意思決定について適切かつ様々な発言を行っております。 また、指名報酬諮問委員会の委員として経営陣幹部の指名及び報酬に関する取締役会への答申を審議しております。
社外取締役	森永 博之	当事業年度に開催の取締役会15回のうち15回に出席し、営業・市場開発関連をはじめとする豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営に関し適切な意見を述べるなど、適宜発言を行っております。 また、指名報酬諮問委員会の委員として経営陣幹部の指名及び報酬に関する取締役会への答申を審議しております。

社外取締役 (監査等委員)	小島 公彦	重要な兼職先でありますバリューアドバイザー 合同会社と当社の間には、特別な関係はありませ ん。 当事業年度に開催の取締役会15回のうち14回に出 席し、また、当事業年度に開催の監査等委員会15 回のうち14回に出席して、主に公認会計士として の専門的見地から、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	千葉 直人	重要な兼職先でありますDT弁護士法人と当社と の間には、特別な関係はありません。 当事業年度に開催の取締役会15回のうち15回に出 席し、また、当事業年度に開催の監査等委員会15 回のうち15回に出席して、主に弁護士としての専 門的見地から、適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査等委員会は、前年度の監査実績の分析を行い、当年度の監査体制、監査計画、要員計画及び監査予定時間等を勘案するとともに、経営執行部からの資料と報告を受けて監査報酬見積りの相当性等を確認し、合理的な水準であると判断して同意いたしました。
2. 会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務諸表翻訳助言業務」を委託し対価を支払っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、解任については会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当し或いはそれに準じる事実を認め且つ改善の見込みが認められない場合に、また、不再任については会計監査人の業務執行状況、経済状況等諸般の事情を総合的に勘案して会計監査人を再任しないことが適切妥当と判断する場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容の決定を行う方針です。

### (6) その他の事項

当事業年度に辞任または解任された会計監査人はおりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2014年12月3日開催の取締役会にて、当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制（「内部統制システムの基本方針について」）を決議しておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い2021年4月1日開催の取締役会にて「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしました。改定後の内容は以下のとおりです。

当社及び当社の子会社を含む当社グループ(以下、当社グループ)は、「経営理念」、「企業行動規範」に基づき、安定した、より堅固な経営基盤を構築するため、グループの業務運営の適正性・適法性を確保する内部統制システムを整備しております。その状況を監視し実効性を担保するために、当社の取締役のほか子会社の取締役等が出席する定期開催の「経営会議」を、子会社の経営状況を適時に共有するとともに、子会社における重要事項の審議を行う機関として設置しております。

- ① 当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤と認識し、当社グループが持続的に成長して、堅固な経営基盤を保持し、企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行っていきます。
  - ② 当社グループは、内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行い、実効性のある体制の構築に努めます。
  - ③ 当社グループは、グループ各社の役職員が企業活動を行ううえで、目標となる経営理念及び守るべき行動規範を定めて企業倫理の徹底を図ります。
- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、定められた重要な業務執行に関する事項を決定し、取締役は、取締役会を通じ他の取締役の業務執行を監督する。
  - ② 「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」において、監査等委員会は、それぞれの取締役の職務の執行を監視するとともに、取締役が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監査し、必要があると認めたときは、取締役に対してその改善を助言、勧告を行うなど適切な措置を講じる。また、法令・定款に違反する恐れがある事実及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、遅滞なく取締役会に報告する。
  - ③ 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」において、法令違反行為のみならず、あらゆるコンプライアンスに関する事項を対象とした社内通報制度を定め、取締役の職務執行も対象とすることにより、監視体制の強化を図る。

- ④ コンプライアンスに関する規程として「企業行動規範」を制定し、役職員の教育を行うとともにコンプライアンスの状況を監査し、また「企業行動規範」の中には、公正で自由な競争に基づく事業活動の推進、社会との調和に関する項目などを明記し適切に対応する。
  - ⑤ 法令又は定款に違反した役職員については、社内規程に基づき取締役会で処分する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁媒体に適正に記録し、取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクに対応するため、「リスク管理規程」を制定し、「リスク管理委員会」を当社グループのリスク管理機関として、リスク管理の対応状況をモニタリングし、必要な措置について審議する体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 中期経営計画及び年度予算に基づき、「経営会議」を通じて子会社の目標達成状況を監視し、取締役会においてグループ全体の業績について報告、審議する。
  - ② 監査等委員会設置会社として、経営における「監督機能」と「業務執行機能」をより明確に分離し、取締役会は監督に軸足をおき、重要な業務執行の権限を代表取締役社長等に委任することで意思決定の迅速化を図る。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」において、グループ運営上重要な子会社業務における承認事項及び報告事項を定め、子会社に対し当該事項に係る経営会議での審議又は取締役会の承認を義務付け、中期経営計画、年度事業計画の策定等、グループ全社の状況を管理・監督し、業務の適正及び効率性を確保する。
  - ② 子会社のリスク管理の運用状況を確認するため、「リスク管理委員会」において子会社のリスク対応計画について報告を義務付け、定期的に管理状況のモニタリングを実施し、その審議内容を取締役に報告する。
  - ③ 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」は当社グループすべての役員に対し適用するものとしており、子会社のコンプライアンスの周知・徹底の為の教育・研修といった活動を支援し、監視体制を整備する。



- ④ 監査室は子会社の業務の執行を監査し、法令又は定款に違反する恐れのある行為に対しては、子会社に対し是正を勧告する体制を構築する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項並びに、監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、内部監査機関である監査室が補助し、監査室員の任命、異動と人事評価については監査等委員会と協議を行うこととする。
- ② 監査等委員会は当該使用人に対し補助業務の指揮命令権を有し、監査等委員会の指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。
- (7) 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制等
- ① 取締役は、内部監査の結果並びに法令・定款に違反する恐れがある事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を直ちに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は取締役から経営上の重要な事実についても、その報告を求めることができる体制を整備する。
- ② 「内部通報制度運用規程」において、監査等委員会はその情報の受領先に加わり、その内部通報システムが有効に機能しているかを監視し検証する。また、監査等委員会は、平素より子会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備を行う。
- ③ 監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由にして解雇その他不利益な取扱いを受けることのないよう規程に定め、報告者本人の保護に適切に対応する。
- (8) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 「監査等委員会規程」において監査等委員である取締役がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、その費用を負担する旨を定め、監査の環境整備を行う。

- ② 「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」において、代表取締役との定期的会合、内部監査部門等との連携及び会計監査人との連携を定め監査体制の実効性を高める。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む体制を構築する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。本年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取組は以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取組

- ① 「企業行動規範」「コンプライアンス規程」「内部者取引に関する規程」を定め、社内イントラネットに掲載し周知するとともに、コンプライアンス・内部統制研修（グループ研修（3回）、階層別研修(2回)、支店会議体教育（15回））を実施しコンプライアンスに対する正しい知識を習得すると共に規範意識を高めています。またメールマガジン、コンプライアンス通信の情報配信(各12回)や、定期的なミニテスト、啓蒙ポスターの掲示、「コンプライアンスハンドブック」の社内イントラネットへの掲載、コンプライアンス理解度テスト等を利用して法令遵守の意識の向上と不正行為の防止に努めております。
- ② 「内部通報制度運用規程」において相談・通報者に対する保護を明記し、法務コンプライアンス室が窓口となって適切な対応をとっております。またグループ役職員が利用できる「内部通報制度」では、協力会社役職員も利用できる体制としております。

(2) リスク管理に関する取組

「リスク管理規程」に基づき、本年度はリスク管理委員会を2回（8月、2月）開催しております。同委員会において、当社各部門及び子会社から報告された重点リスク対応計画の進捗について定期的にモニタリングを行い、管理状況を取締役に報告しております。

(3) 職務執行に関する取組

取締役会規程等に基づき取締役会における決議事項等の意思決定の手続きを定めております。本年度は取締役会を計15回開催しております。

(4) 子会社管理に関する取組

- ① 「関係会社管理規程」において子会社業務における承認・報告事項を定め、経営会議やリスク管理委員会を通じ、子会社の執行の管理監督を適切に行うとともに、取締役会において子会社の業務執行状況の報告を受けております。
- ② 当社及び子会社を対象にした内部監査は39拠点、87部署で実施し、監査結果について取締役会にて報告を行い、グループ全体で情報の共有を図っております。

(5) 監査等委員監査に関する取組

当社の監査等委員は、監査を有効かつ効率的に進めるために取締役会等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、会計監査人並びに当社の内部監査部門と定期的に情報交換を行っております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>45,645</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,901</b>
現金及び預金	13,998	支払手形・工事未払金	9,130
受取手形・完成工事未収入金等	29,496	短期借入金	1,200
未成工事支出金	497	1年内返済予定の長期借入金	658
材料貯蔵品	262	未払金	512
立替金	972	未払法人税等	432
未収消費税等	94	未払消費税等	629
その他の	325	未成工事受入金	1,773
貸倒引当金	△3	預り金	1,042
<b>固定資産</b>	<b>15,306</b>	賞与引当金	15
<b>有形固定資産</b>	<b>9,771</b>	工事損失引当金	104
建物及び構築物	1,920	完成工事補償引当金	68
機械及び装置	2,228	その他の	334
土地	5,190	<b>固定負債</b>	<b>6,060</b>
建設仮勘定	120	長期借入金	3,199
その他の	311	株式報酬引当金	65
<b>無形固定資産</b>	<b>2,343</b>	特別修繕引当金	2
のれん	1,274	退職給付に係る負債	2,448
ソフトウェア	676	繰延税金負債	289
その他の	392	その他の	56
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,192</b>	<b>負債合計</b>	<b>21,962</b>
投資有価証券	2,806	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	54	<b>株主資本</b>	<b>38,713</b>
その他の	375	資本金	1,000
貸倒引当金	△44	資本剰余金	453
		利益剰余金	37,718
		自己株式	△458
		その他の包括利益累計額	275
		その他有価証券評価差額金	464
		退職給付に係る調整累計額	△188
		<b>純資産合計</b>	<b>38,989</b>
<b>資産合計</b>	<b>60,952</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>60,952</b>

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		60,726
売上原価		50,333
売上総利益		<b>10,392</b>
完成工事総利益		<b>10,392</b>
販売費及び一般管理費		5,084
営業利益		<b>5,308</b>
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	45	
特許権使用料	109	
スクラップ売却益	56	
その他営業外収益	60	277
営業外費用		
支払利息	25	
前受金保証料	36	
支払手数料	22	
その他営業外費用	41	125
経常利益		<b>5,460</b>
特別損失		
投資有価証券評価損	6	6
税金等調整前当期純利益		<b>5,453</b>
法人税、住民税及び事業税	1,714	
法人税等調整額	△39	1,675
当期純利益		<b>3,778</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		<b>0</b>
親会社株主に帰属する当期純利益		<b>3,778</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500	6,543	23,557	－	30,601
当社（吸収合併存続会社）の 期首残高	△500	△6,543	△23,557	－	△30,601
引継いだ連結財務諸表上の期 首残高	1,000	459	35,967	△1,262	36,164
当期変動額					
剰余金の配当			△943		△943
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,778		3,778
自己株式の取得				△300	△300
自己株式の処分				14	14
合併による変動額		△5	△1,084	1,089	－
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△5	1,750	804	2,549
当期末残高	1,000	453	37,718	△458	38,713

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額 合計		
当期首残高	475	△236	238	0	30,840
当社（吸収合併存続会社）の 期首残高	△475	236	△238	△0	△30,840
引継いだ連結財務諸表上の期 首残高	501	△282	218	0	36,383
当期変動額					
剰余金の配当					△943
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,778
自己株式の取得					△300
自己株式の処分					14
合併による変動額					－
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△36	93	57	△0	56
当期変動額合計	△36	93	57	△0	2,605
当期末残高	464	△188	275	－	38,989

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>37,343</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,412</b>
現金及び預金	9,554	工事未払金	7,389
受取手形	1,777	1年内返済予定の長期借入金	658
完成工事未収入金	21,435	未払金	788
未成工事支出金	30	未払費用	252
仕掛品	389	未払法人税等	249
材料貯蔵品	231	未払消費税等	452
前払費用	116	未成工事受入金	1,358
短期貸付金	756	預り金	2,090
立替金	2,917	完成工事補償引当金	68
未収入金	50	工事損失引当金	104
その他	85	その他	0
貸倒引当金	△3		
<b>固定資産</b>	<b>16,014</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,113</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,563</b>	長期借入金	3,199
建物及び構築物	1,903	長期預り保証金	47
機械装置及び運搬具	2,259	退職給付引当金	1,801
工具、器具及び備品	162	株式報酬引当金	65
土地	4,117		
建設仮勘定	121	<b>負債合計</b>	<b>18,526</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>678</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	675	<b>株主資本</b>	<b>34,373</b>
その他	2	資本金	1,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,772</b>	資本剰余金	14,972
投資有価証券	2,652	資本準備金	500
関係会社株式	3,868	その他資本剰余金	14,472
長期貸付金	2	<b>利益剰余金</b>	<b>23,742</b>
長期差入保証金	177	利益準備金	547
繰延税金資産	41	その他利益剰余金	23,195
その他	72	特別償却準備金	36
貸倒引当金	△41	別途積立金	2,503
		繰越利益剰余金	20,655
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>458</b>
		その他有価証券評価差額金	458
<b>資産合計</b>	<b>53,357</b>	<b>純資産合計</b>	<b>34,831</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>53,357</b>

## 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	43,897	
製品等売上高	3,027	46,925
売 上 原 価		
完成工事原価	36,602	
製品等売上原価	2,602	39,205
<b>売 上 総 利 益</b>		
完成工事総利益	7,295	
製品等総利益	424	<b>7,719</b>
販売費及び一般管理費	3,870	3,870
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,849</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受取利息及び受取配当金	117	
機械等賃貸収入	12	
スクラップ売却益	32	
特許権使用料	44	
財産評定戻入益	7	
その他営業外収益	26	240
<b>営 業 外 費 用</b>		
支払利息	20	
支払手数料	22	
前受金保証料	30	
その他営業外費用	35	108
<b>経 常 利 益</b>		<b>3,981</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>3,981</b>
法人税、住民税及び事業税	1,096	
法人税等調整額	32	1,129
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>2,851</b>



# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	500	500	6,043	6,543	547	73	2,503	18,709	21,833	-	28,877
当期変動額											
剰余金の配当								△943	△943		△943
特別償却準備金の取崩						△36	36	-	-		-
当期純利益							2,851	2,851			2,851
自己株式の取得										△300	△300
自己株式の処分										14	14
合併による変動額	500		8,428	8,428						△5,055	3,872
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	500	-	8,428	8,428	-	△36	-	1,945	1,908	△5,341	5,495
当期末残高	1,000	500	14,472	14,972	547	36	2,503	20,655	23,742	△5,341	34,373

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	475	475	29,352
当期変動額			
剰余金の配当			△943
特別償却準備金の取崩			-
当期純利益			2,851
自己株式の取得			△300
自己株式の処分			14
合併による変動額	26	26	3,899
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△43	△43	△43
当期変動額合計	△16	△16	5,478
当期末残高	458	458	34,831

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

オリエンタル白石株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大 介  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 靖 仁  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリエンタル白石株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリエンタル白石株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

オリエンタル白石株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大 介  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 靖 仁  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリエンタル白石株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までのオリエンタル白石株式会社第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門（監査室等）と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

オリエンタル白石株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 久米清忠 ㊟

監査等委員 小島公彦 ㊟

監査等委員 千葉直人 ㊟

(注) 監査等委員小島公彦及び千葉直人は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都江東区豊洲2丁目2番18号 豊洲シビックセンター5階  
豊洲文化センターシビックセンターホール



- ・東京メトロ有楽町線 豊洲駅下車 7番出口より徒歩1分
- ・新交通ゆりかもめ 豊洲駅下車 改札フロア直結

※駐車場・駐輪場の用意ができませんので、公共交通機関等をご利用下さい。

※総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。